

4全火協講第14号
令和4年10月18日

都道府県火薬類保安協会 様
香川県砕石事業協同組合 様
山形県危険物安全協会連合会 様
和歌山県銃砲火薬商組合 様

公益社団法人全国火薬類保安協会
会長 鶴田 欣也



令和5年の保安教育講習の実施について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

手帳制度・保安講習については、コロナ禍における感染防止対策として経済産業省からの要請を踏まえ、令和2年6月より習熟度確認を含めた自宅学習方式による保安教育講習を全国統一で実施してまいりました。自宅学習方式による保安教育講習の運営においてはいくつかの課題はあるものの、新型コロナウイルスの影響が長引く状況の中、受講者の皆さまには安心して受講していただけたものと思います。ご協力いただきました各指定協会の皆さまには感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の状況は第7波が依然継続していますが、ワクチンの摂取が普及し、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置などの行動制限は行なわれていません。政府は9月8日付けで「With コロナに向けた政策の考え方」、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定し、今回（令和4年夏）の感染拡大についても、新たな行動制限を行うことなく、感染者の減少傾向が確認できていること等を踏まえ、新たな行動制限を行わず、重症化リスクのある高齢者等を守ることに重点を置いて、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る方針としています。

こうした状況を踏まえ、令和5年の保安教育講習につきましては、従来の対面式講習会を再開することとします。

なお、コロナ禍が収束したとは言えない状況であることは明らかであり、政府の基本方針に沿った感染防止対策について、引き続きご留意、ご協力の程お願い申し上げます。

- ・講習会会場の人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることが可能。
- ・「マスクの着用」「手洗い等の手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底すること。（大声でのディスカッションは控えること。）
- ・発熱、その他感染の疑いがある場合は、講習の受講を控えていただくこと。